

Client Alert

2021年 3月

For further information, please
contact:

Kherk Ying Chew
Partner
+603 2298 7933
kherkying.chew@WongPartners.com

Eddie Chuah
Partner
+603 2298 7939
eddie.chuah@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせ
Yoko Inoue(井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

マレーシア：腐敗防止委員会法セクション17A、 新しい企業責任規定に基づく最初の起訴事例

概略

マレーシア腐敗防止委員会 (Malaysia Anti-Corruption Commission; 「MACC」) は、321,350 マレーシアリングット相当を下請け契約獲得のために供与した、企業とその取締役を新しい企業責任規定に基づいて起訴した。

これは、新しい企業責任規定における最初の事例であり、2020年6月1日に施行された2009年腐敗防止委員会法 (Malaysia Anti-Corruption Commission Act 2009) セクション 17A (「セクション 17A」) に基づく、MACC の企業の違反行為を執行するという MACC の意向を明確に示している。

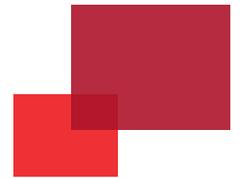
これを踏まえると、営利団体は、セクション 17A の違反行為に対する法的防御策として、「適切な手続き」を導入するための措置を早急に講じる必要がある。

詳細

オフショアのメンテナンス会社がセクション 17A に基づいて起訴された最初の企業となった。MACC は、2021年3月17日の報道発表で、同社が下請け契約獲得のために支払った賄賂の疑いに関連して、同社の現取締役を更なる調査のため招集したことを確認している。

2021年3月18日、同社がセクション 17A に基づき、起訴されたことが報道された。当該賄賂は、セクション 17A が施行された後の2020年6月29日から10月14日の間に行われたとされる。

セクション 17A では、営利団体の関係者が、営利団体の事業や利益の獲得や保持の目的で、不正に報酬 (gratification) を与えた場合、営利団体は犯罪行為



を犯したこととなる。本犯罪行為には、賄賂価値の 10 倍以上または 100 万マレーシアリングットのいずれか高い方の罰金、および/または最長 20 年の禁固刑という厳しい罰則が科される。

さらに、有罪判決を受けた場合には、営利団体の取締役、管理者、経営者は、他に証明されない限り、同犯罪を犯したものと見なされる。

唯一の法的防御策は、営利団体が関係者の腐敗行為防止のために「適切な手続き」を導入していたことを証明することである。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

本事例は、全ての営利団体は、セクション 17A に基づく法的防御策として、「適切な手続き」を用いた強固なコンプライアンス計画実施のために、措置を早急に講じる必要性を暗示している。